

都市計画法第 5 3 条申請添付図面

都市計画法第 5 3 条の許可申請には次の書類、図面が必要です。

書 類 名	正本	副本	事 項
許可申請書	1 部	1 部	正・副 2 部提出
念 書	1 部	1 部	
委 任 状	1 部	写し 1 部	
付近見取図	1 部	1 部	1 / 2 5 0 0 申請地を着色等で明確に示すこと。
配 置 図	1 部	1 部	1 / 1 0 0 程度 方位を示すこと。 建築物の一部が都市施設の区域にかかる場合は、都市計画線を記入する。
平面図・立面図・断面図	1 部	1 部	各 1 / 2 0 0 （立、断面図は 2 面以上）
矩 計 図	1 部	1 部	3 階建の場合に添付（2 階建以下は不要）する。 1 / 3 0 ～ 1 / 5 0
3 階建の建築物概要	1 部	1 部	3 階建の場合に添付する。
※都市計画道路事業区域図	1 部	1 部	都市計画線の位置については、道路計画課と十分に打合せの上、記入してください。
求 積 図 * 配置図等の別図面に記載されていれば、不要です。	1 部	1 部	敷地面積・建築面積・延べ面積 敷地・建築物の一部が都市施設の区域にかかる場合は、当該区域の面積の算定根拠を記載する。

※ 都市計画道路のみ。都市計画公園・土地区画整理の場合は不要です。

許可申請書

堺市長殿年 月 日

申請者住所
氏名

都市計画法第53条第1項の規定による許可を受けたいので、下記により、申請します。

記

1	建築物の敷地の位置 及び地番	堺市区	
2	建築物の構造 及び階数		
3	新築、増築、改築 又は移転の別		
4	敷地面積	建築面積	延べ面積
	m ² (m ²)	m ² (m ²)	m ² (m ²)

※ 堺市受付欄	※ 許可証欄
	堺建安 第 Q - 号 年 月 日 堺市長

※ 備考
条件 本申請の建築物を売の場合は、あらかじめ買主に対し、都市計画事業の施行の際は、当該物件を撤去又は移転しなければならないことがある旨十分説明すること。 (教示) 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、堺市長に対して審査請求をすることができます。 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、堺市を被告として（訴訟において堺市を代表する者は堺市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。 なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。 3 ただし、上記1又は2の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

(備考)

1 申請者が法人である場合は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載してください。

2 ※印のある欄は、記入しないでください。

3 4欄の（ m²）については、都市施設の区域又は市街地開発事業の施行区域内にかかる面積を記入してください。

念書

年 月 日

堺 市 長 殿

申 請 人 住 所
氏 名

申 請 位 置 堺市 区

都市計画法第53条の規定に基づいて許可申請するにあたり、良好な街づくりに協力し、公共の福祉の増進に寄与するため、許可後は下記事項を遵守いたします。

記

1. 都市計画法第54条の規定どおり、容易に移転若しくは、除却ができるよう常に建築物を維持管理いたします。
1. 都市計画事業の施行の際には、すみやかに建築物、その他事業の施行に支障をきたすものを撤去いたします。
1. その他、都市計画事業の施行の際には、行政庁の指示に従います。
1. 建築物を譲渡する際には、譲受人に対し本念書を提出してあることを通知いたします。

委 任 状

住所

私儀

を代理人

氏名

電話

と定め下記に関する権限を委任いたします。

記

(委任事項)

都市計画法第53条の許可申請及び願出の申請手続き・訂正・受領の件

年 月 日

住 所

氏 名

(注) 委任事項を破棄した場合は、必ず文書で届け出ること。

3階建の建築物の概要

(別記様式)

○ 区域内の建築物について記入すること。 (区域以外は記入不要)

(1) 建築工事費予定額 [万円]

※ 建築工事費予定額は、建築設備費を含んだ額を記入すること。

(2) 建築面積 [㎡]

(3) 延べ面積 [㎡]

(4) 建築物の主要な部分の仕上げ

(仕上げ表等が別途あり、下記の内容がわかる場合は、記入不要)

外部仕上げ材	屋 根	
	外 壁	

内部仕上げ材		床	壁	天 井
	1階の主要な部屋			
	2階の主要な部屋			
	3階の主要な部屋			

※ 主要な部屋とは、その階で最も面積の大きい部屋をいう。

○ 矩計図 (かなばかりず) (1/30~1/50) を添付すること。

○ この様式は3階建の建築物のみ記入すること。